

福島労働局公正採用選考人権啓発推進員設置要綱

(目的)

第1 この要綱は、一定規模以上の事業所等について、公正採用選考人権啓発推進員（以下「推進員」という。）の設置を図り、推進員に対し計画的・継続的な研修等を行って、当該事業所における適正な採用選考システムの確立のために必要な知識、理解及び認識を深めることを目的とする。

(推進員設置対象事業所)

第2 福島労働局は、原則として次の基準に該当する事業所について推進員を設置する事業所として選定するものとする

- (1) 常時雇用する従業員の数が80人以上である事業所。
- (2) 常時雇用する従業員の数が1人以上である職業紹介事業者及び派遣元事業主の事業所
- (3) 常時雇用する従業員の数が80人未満であって、次のいずれかに該当する事業所
 - ア 自主的に推進員を設置する事業所
 - イ 就職差別事件又はこれに類する事象を惹起した事業所

(推進員の選任基準)

第3 推進員は、原則として人事担当責任者等採用・選考に関する事項について相当の権限を有する者から選任するものとする。

(推進員の役割)

第4 推進員は、国民の就職の機会均等を確保するという視点に立って、次の事項について中心的な役割を果たすものとする。

- (1) 公正な採用選考システムの確立を図ること
- (2) 職業安定行政機関との連絡に関すること
- (3) その他、当該事業所において必要とする対策の樹立及び推進に関すること

(推進員の選任状況の把握)

第5 公共職業安定所長は、推進員の選任を行った事業主から「公正採用選考人権啓発推進員選任届」（別紙「公」様式1）による報告を求めることとする。

(推進員に対する研修等の実施)

第6 福島労働局職業安定部職業安定課は、推進員に対しその役割を果たすために必要な研修等を実施するものとし、必要に応じて関係行政機関等の協力を要請するものとする。

(その他)

第7 その他必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日より施行する。

(別紙「公」様式1)

公正採用選考人権啓発推進員選任報告 (新規・変更)

氏 名	役 職	選 任 年 月 日
		令和 年 月 日

公正採用選考人権啓発推進員を上記のとおり選任しましたので報告します。

令和 年 月 日

事業所所在地 _____

電話番号 (_____)

事業所名 _____

従業員数 (_____ 名)

事業主氏名 _____ 印

雇用保険適用事業所番号
(_____)

公共職業安定所長 殿

(お願い) 推進員が人事異動等により変更の場合は、変更として提出下さい。
雇用保険適用事業の番号を貴事業所で取得していない場合は、本社等の番号をご記入下さい。